

北広島市国民健康保険運営協議会

(国民健康保険法第11条)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要事項は、政令で定める。

所掌事務（北広島市国民健康保険運営協議会規則）

第2条 協議会は次に掲げる事項について、審議するものとする。

- (1) 保険税に関する事項
- (2) 保険給付に関する事項
- (3) 保健事業に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項

北広島市国民健康保険運営協議会委員名簿

任期：平成27年8月1日から平成29年7月31日まで

区分		氏名
被保険者代表	公募	安達 良子
		伊東 正剛
保険医代表	北広島市歯科医師会推薦	大谷 恵一
	北広島医師会推薦	鈴木 勝美
公益代表	北広島市社会福祉協議会推薦	川島 光行
	北広島商工会推薦	山美 直美
被用者保険代表	北海道被用者保険等保険者連絡協議会推薦	荒木 淳

平成29年度北広島市国民健康保険担当

担当		氏名
保健福祉部	保健福祉部長	中屋 直
総務部税務課	税務課長	米川 鉄也
保健福祉部 健康推進課	健康推進課長	尾崎 英輝
	特定健診担当主査	影久 真美
保健福祉部 保険年金課 《事務局》	保険年金課長	渡辺 広樹
	賦課担当主査	立野 桃子
	給付担当主査	及川 翔太
	給付担当主事	後藤 功貴